

第4次神川町障害者計画（案）の概要

第1章 計画の基本的な考え方

1.計画策定の背景及び趣旨

平成30年3月に策定した「第3次神川町障害者計画」、令和3年3月に策定した「第6期神川町障害福祉計画・第2期神川町障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度末に終了することから、見直しを行い、新たに「第4次神川町障害者計画・第7期神川町障害福祉計画・第3期神川町障害児福祉計画」を策定するものです。

「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」は、障害福祉サービス等の必要な見込量等を定めるもので、「障害者計画」の実施計画にあたるものです。

2.法令等の根拠及び計画の性格

障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

3.基本理念

ノーマライゼーション・リハビリテーションを基本理念とします。

4.障害者施策の基本視点

5.計画の策定体制

6.計画の期間と見直しの時期

神川町障害者計画 令和6年度から令和11年度までの6年間
神川町障害福祉計画・神川町障害児福祉計画 令和6年度から令和8年度までの3年間

7.計画の対象者

第2章 障害者の状況と取り巻く環境

1.神川町の人口等

令和5年3月末現在の神川町の総人口及び、年齢別の人口構成を掲載します。

2.神川町の障害者の状況

各手帳所持者及び障害者の人数、難病患者の状況を掲載します。

第3章 現状の課題と今後の方向性

1.理解と共感の推進

2.保健・医療体制の充実

3.教育・学習環境の充実

4.社会参加の推進

5.福祉のまちづくりの推進

第4章 計画の推進

1.計画の推進体制

2.計画の点検及び評価

第7期神川町障害福祉計画・第3期神川町障害児福祉計画（案）の概要

第1章 障害福祉計画・障害児福祉計画における目標

1.令和8年度の数値目標

以下の事項について令和8年度における目標を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第2章 サービス等の見込み量

2.障害福祉サービス等の見込み量

以下の事項について令和6年度から令和8年度までのサービス提供の見込み量と確保策を設定します。

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援
- (5) 障害児通所支援等
- (6) その他の活動指標

3.地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業の各事業について令和6年度から令和8年度までのサービス提供の見込み量と確保策を設定します。

- (1) 地域生活支援事業（必須事業）
- (2) 地域生活支援事業（任意事業）

第3章 その他の障害福祉制度

第4章 成年後見制度の活用